

【発表論文9】

中朝関係の特徴および 東アジア国際秩序との繋がり

趙 軼峰 (東北師範大学)

[原文は中国語、翻訳：駱 豊 (早稲田大学)]

17 世紀中葉まで遡ってみると、「東アジア」は一つの地政学地域として、大きな歴史変遷のなかに置かれていた。中国では、明と清の政権更迭によって、社会組織、政治制度、民族関係、社会文化など多方面で変化がもたらされ、中国と各国の国交秩序の再建も引き起こされた。朝鮮、琉球、ベトナムとランサーン王朝は明との朝貢関係が清との朝貢関係へ転換した。日本は後期の明朝とのあいだ、国交がなかった。江戸時代に入ったまもなく、「鎖国」政策の実施によって清朝政府とのあいだ、17 世紀中葉から 19 世紀まで政府間交流は皆無であった。中国と朝鮮などとの朝貢関係の再構築と日本の鎖国ともに、17 世紀中葉以降「東アジア」地域長期平和の時代背景である。それと同時に、「東アジア」の比較的平和であったこの時期は、東西の実力が逆転した時期でもある。この時期の「東アジア」における国際関係学がすでに盛んに研究されてきたが、中朝の封貢関係の特徴がまだ明らかではないことと、中朝、中日関係の違いから「朝貢体制」に対する見直しもまだ期待できる。本文では、これらの再考によって、「東アジア」を理解するうえ「朝貢体制」という概念の一般化問題に関して検討してみる。

一、清朝における中朝関係の特徴

清が勃興する過程では、二度に及ぶ朝鮮出兵によって、中国全土を領有する前にすでに朝鮮との朝貢関係を明より獲得した。それに対して、以前朝鮮と明の朝貢関係は、まったく武力関係によるものではなく、逆に朝鮮王朝樹立まもなく、李氏からたびたびの懇請によって成立されたものであった。自発的なのか受動的なのか、平和か殺伐か、明と清の二王朝にわたる朝鮮王朝との朝貢関係樹立当初からの違いは、朝鮮王朝による文化的同一性と深く関わると思われる。明は中原文化の国とされた一方で、清は朝鮮より文化的に劣る夷狄と見なされた。ただし、明も清も朝鮮との緊密に関連していたことと、地理上や経済上の相互依存が存在し、必ずしも文化的要因ではない。清は中国全土で情勢を修めた後、対朝鮮関係が基本的に明と一致し、儒家の伝統文化にも尊重を示した。中朝の朝貢関係は双方による慎重な維持によって、清末まで続いた。清と朝鮮との朝貢関係はほかの朝貢国との違い、ないし封貢関係のない国との関係との違いは、17 世紀から 19 世紀までの「東アジア」を理解するために、重要な問題となる。

1, 冊封、印綬、頒曆、常設使節館

崇徳二年（1637）、清が朝鮮を征服し、「封其国主为朝鮮国王、賜龟鈕金印、給诰命、封王妻为妃、王子为世子、賜裘帽、貂皮、鞍馬」¹。ホンタイジは「既定藩封、宜申新命。爰銷传国之印、用頒同文之符。特遣使臣、賚捧印诰、仍封尔李倭为朝鮮国王。嘉乃恭順、金章宝册、重新作我藩屏、带砺河山不改、立一时之名分、定万載之綱常。天地无私、冠履不易。王其洗心滌慮、世修職貢之常、善始令終、永保平康之福」²と定めた。清の初期では、各朝貢国の国王が印綬され、「平台方三寸五分、厚一寸九」³の形制であった。ただし、朝鮮国王だけは金印、亀紐、芝英篆の印信で、安南、琉球とシャムは金飾銀印、駝紐、尚方大篆の印信であった。⁴清朝国内の規制と比べると、親王に金印を、郡王に金飾銀印であるゆえに、朝鮮国王は親王と尊重され、安南や琉球王は郡王と見なされていた。⁵

朝貢国として、朝鮮は中国の暦法を使わなければならない。順治十八年（1661）、「朝鮮国毎年十月朔、遣使賚咨赴部、恭頌时宪书。豫札钦天监封送仪制司、本司郎中朝服于司署颁发、来使跪领、賚回本国」⁶と定められた。

すべての朝貢国には、朝鮮だけは中国領域内に常設使節を接待する機関を設け、盛京で「朝鮮使館在德盛門内、属盛京礼部」⁷であった。鳳凰城にも送迎のために、送迎官三名、主客官一名、朝鮮通事二名と中江税務監督一名の職務を設け、朝鮮との関係処理を従事した。⁸乾隆八年（1743）、十九年（1754）、四十三年（1778）、四十八年（1783）の数回に及ぶ乾隆帝の盛京訪問では、朝鮮王朝から大臣を派遣し、送迎に参加した。ゆえに、乾隆帝から「式表東藩」の横額が賜られた。⁹

冊封関係成立当初から、朝鮮から清への朝貢規則は、康熙帝時期以降たびたび減免された。崇徳二年、貢ぎ物は「黄金百兩、白金千兩、苳布二百疋、各色棉紬四百疋、各色木棉布四千四百疋、龙纹席二、花席二十、鹿皮百、水獺皮四百、豹皮百四十有二、青黍皮三百、佩刀十、大小紙五千卷、米百石。万寿圣节礼物各色苳布三十疋、各色棉紬七十疋、龙纹席二、各色花席六十、豹皮十、水獺皮二十、白棉紙二千卷、厚油紙十部。元旦、冬至二节、減棉紬三十疋及水獺皮、油紙二种。皇后千秋节、苳布三十疋、棉紬三十疋、花席三十。元旦、冬至二节加螺鈿梳函一具」¹⁰と規制された。その後、次第に減免された。康熙三年（1664）、「外国慕化来貢方物、照其所进收受、不拘旧例」¹¹と定められた。康熙三十二年（1693）、朝鮮が定額外に鳥銃三千本を進んだ由に、「年貢内黄金百兩及藍青紅木棉嗣后永著停止」¹²と定められた。康熙五十一年（1712）、「朝鮮国慎守封圻、恪循仪度、四十余年来未尝稍懈、朕用嘉美、将该国貢典屢加裁減、至于甚轻。今貢物内有白金千兩、紅豹皮百四十二張、犹恐艰于备办、嗣后将二項永停貢獻」¹³と命じられた。また、雍正元年（1723）、「朝鮮貢物……視明時貢物已免过半、今惟年貢内可減去青黍皮三百、水獺皮百、木棉布八百疋、白棉紙二千卷、余貢如常」¹⁴と定められた。

¹ 『大清統一志』卷四百二十一。

² 『皇朝文獻通考』卷二百九十三、四裔考一。

³ 『欽定大清會典則例』卷六十三。

⁴ 『欽定大清會典』卷二十八。

⁵ 乾隆帝時期に制定されるに参考する。乾隆十三年、「本朝定例大内宝文皆玉筋篆、亲王宝文、郡王印文、朝鮮国王印文及内外文职大小衙門印信關防条記皆上方大篆、内外武職大小衙門印信關防条記皆柳叶篆文……今擬親王金宝、郡王飾金銀印、朝鮮国王金印均用芝英篆、宗人府、衍聖公、辦理軍機事務處、內務府、翰林院、六部、理藩院、都察院、總理三庫事務鑾儀衛、盛京五部銀印、均用上方大篆。」と定められた。又、清の初期では封貢国王の印には満州語があった一方で、漢文がなかったが、順治十年に、「朝鮮国王原領印文有清字无漢字、礼部改铸清漢文金印賜給該王、仍將旧印繳進。」と定められた。『欽定大清會典則例』卷六十三に参考。

⁶ 『欽定大清會典則例』卷六十二。

⁷ 『大清一統志』卷三十五。

⁸ 『大清一統志』卷三十七。

⁹ 『大清一統志』卷四百二十一、『欽定盛京通志』卷九。

¹⁰ 『欽定大清會典則例』卷九十三。

¹¹ 『欽定大清會典則例』卷九十三。

¹² 『欽定大清會典則例』卷九十三。

¹³ 『欽定大清會典則例』卷九十三。

¹⁴ 『欽定大清會典則例』卷九十三。

雍正五年（1727）、「朝鮮年貢之例、毎年貢米百石、朕念该国路途遥远、运送非易、着减去稻米三十石、糯米三十石、毎年進貢糯米四十石、足供祭祀之用、永著为例」¹⁵と議定された。

2. 常態化礼儀への参与

都へ朝貢に行った使節は頻りに清朝の外交礼儀性のイベントに参加させられた。これに関する資料が多く残されたなかで、朝鮮使節が参加した礼儀イベントの範囲が遙かにほかの使節より多いことと、常態化に近いことが分かる。以下の例が挙げられる。

まず、国子監の御講に参加し、見学することが挙げられる。清の皇帝がみずから辟雍へ講学に臨むとき、朝鮮使節は参与するが、他国の使節は参与しない。乾隆五十年（1785年）二月に、「詔建辟雍工成、皇上親詣国子監釋奠先師、御新建辟雍講学……上親發御論、諸王公卿以下暨多士、朝鮮国使臣環伏听講」¹⁶と記録された。おおよそ見学の日、「起居注官四人、位西南隅、亦東面侍儀；給事中、御史各二人、位東西檐柱内聽講。各官位橋南甬道、東西六堂。師生各序立堂階下。朝鮮国使臣立甬道西班各官之末」¹⁷となる。

次に、皇室の葬式に参加することがある。清太宗のホンタイジがなくなったとき、「鹵簿全設、内外親王以下、佐領以上、及朝鮮國世子和碩福晉以下佐領命婦以上、鹹成服」¹⁸と記された。順治帝の死に当たって、近衛兵二名が遺命を公布するため朝鮮に派遣された。「至日、令遵例制服。在京朝鮮等國使臣工部給孝服、免其齊集。」¹⁹康熙帝が亡くなったら、（三月）「十七日、朝鮮所貢祭品、香燭設幾筵前、楮帛積燎、位王以下滿漢文武四品官以上、在壽皇殿大門外齊集、按翼排班。朝鮮使臣戴展翅烏紗帽、素服角帶、鴻臚官引立右翼班末。祭時引來使於仗南北向立、贊行三跪九叩禮、退立原處」²⁰と記されている。雍正帝の場合では、「乾隆元年二月十四日奏准、朝鮮國王遣陪臣恭詣世宗憲皇帝幾筵前進香、於十七日行禮。是日、設世宗憲皇帝鹵簿於雍和門外、讀祝官恭奉朝鮮國祭文進雍和門、豫設於永佑殿簷下黃案上……朝鮮國陪臣等官戴展翅烏紗帽、素服角帶、鴻臚寺官引立於右翼之末。内府官陳設祭品、點朝鮮國所進香燭。畢、鴻臚寺官引朝鮮國陪臣等官至儀仗之南、向北立、聽贊行禮儀、與雍正元年同。」²¹皇太子、または分封されなかった王子の葬式の場合では、すべて「朝鮮使臣在京者、素服七日」²²となっていた。太后がなくなった場合では、「頒遺誥於直省及朝鮮國、誥到日、各照例成服、凡二十七日」²³であった。

また、千叟宴に参加することがあった。乾隆十年（1745年）正月六日、乾清宮で千叟宴が賜れ、「凡宗室王貝勒以下文武大臣官員、予告大臣官員、覃恩受封文武官階紳士兵丁耆農工商、外藩王公臺吉、回部番部土官土舍、朝鮮賀正陪臣、共三千人。坐席各以品級班位、凡八百筵」²⁴と記録されている。乾隆四十九年（1784）正月に、「命朝鮮國王酌派年在六十以上陪臣二三人充正副使來京、預新正千叟燕盛典」と準備され、乾隆五十年（1785）正月に、乾清宮で千叟宴が行われ、「朝鮮正使陪臣李徽之、副使陪臣薑世晃並預燕賦詩、恩賞有加」²⁵と記録されている。

¹⁵ 『欽定大清會典則例』卷九十三。

¹⁶ 『欽定国子監志』卷八、「詣学二・臨雍」。

¹⁷ 『欽定国子監志』卷八、「詣学二・臨雍」。

¹⁸ 『欽定大清會典則例』卷八十五。

¹⁹ 『欽定大清會典則例』卷八十七。

²⁰ 『欽定大清會典則例』卷八十五。

²¹ 『欽定大清會典則例』卷八十六。

²² 『欽定大清會典』卷五十三。

²³ 『欽定大清會典則例』卷八十七。

²⁴ 『皇朝通典』卷五十七。

²⁵ 『皇朝通典』卷六十；『八旬万寿盛典』卷三十、卷三十二。

最後に、諡号を与えることである。「朝鮮國王李倧諡莊穆、朝鮮國王李淏諡忠宣、朝鮮國王李曄諡莊恪、朝鮮國王李昞諡恪恭、朝鮮國王李吟諡莊順。朝鮮國王世子追封王爵李湊諡恪潛」²⁶という記録が残された。

3. 日食・月食の救護

康熙六十年（1721）、欽天監が六月一日の日食を推測し、「京師、盛京、朝鮮日食四分五分餘者救護、其日食二三十分者皆不頒行」²⁷と定めた。乾隆十三年（1748）に、「嗣後凡遇日月交食、無論一分以下及二分三分、皆由欽天監前期五月具題請旨、勅部通行直省布政使司、盛京奉天府、轉行督撫提鎮將軍所屬各衙門並朝鮮國、一體欽遵。三分以上者救護、不及三分者不行救護。仍繪圖進呈。」²⁸と認められた。このような「救護」は、ほかの藩部や朝貢国がすべて関わらないことに対して、清朝と朝鮮のみが行う行事となった。

4. 八旗への参与

清朝が樹立した当初、一部の朝鮮人が清に帰順し、次第に八旗のシステムに取り組んだが、その本来の朝鮮属の身分が長期にわたって維持された。詳細に記録された例として、正黄旗と正紅旗に朝鮮佐領の役はわざと設置された。正黄旗第四参領第九佐領が「國初以朝鮮來歸人丁編立」²⁹されていた。そのなかで、正黄旗が内務府の三旗の一つとして、最初は領侍衛内大臣に所属したが、康熙十三年（1674）に、内務府総管の所属に改め、康熙三十四年（1695）にまた領侍衛内大臣の所属に戻され、雍正元年（1723）に内務府総管所属に戻された。³⁰朝鮮佐領は清皇帝の腹心部隊に属することは、単なる宮廷侍衛に奉仕することだけでなく、その装備からも一見できる。朝鮮佐領の管轄部隊は鳥銃の専門として、内務府軍隊の精鋭である。康熙六年（1667）に、「驍騎各給弓一、囊鞭一、矢五十。每驍騎二人各給長槍一、惟正黃、正紅旗朝鮮佐領驍騎各給鳥槍一」³¹と定められた。康熙十六年（1677）に、「遴選三旗佐領、正黄旗朝鮮佐領、及内管領下甲兵共為六百名。停其一應差遣、專令學習鳥槍」³²と定められた。康熙三十年（1691）に、「設食三兩錢糧頭目七名、食二兩錢糧鳥槍人三十三名、每名各月給馬幹銀一兩五錢。又設食二兩錢糧承應奇炮人四名、專司聖駕巡幸隨侍鳥槍、豫備鉛彈、鐵砂、火藥、火繩及試演槍炮並南苑打鵬、均屬朝鮮佐領管轄」³³と議定された。正黄旗・正紅旗では当初朝鮮佐領の役を各一人と設置された。³⁴康熙三十四年（1695）に、正黄旗に朝鮮佐領をもう一人増やした。³⁵朝鮮佐領はそれぞれ驍騎營に属し、「凡内府三旗之制……驍騎營掌關防、参領三旗各五人、以司官兼攝副参領、各五人、滿洲佐領各五人、旗鼓佐領各六人、正黄旗朝鮮佐領二人、驍騎校正黄旗十有三人、鑲黃、正白二旗各十有一人、共領催百四十人、三旗三十内管領下共領催百二十人、驍騎五千二百五十人」³⁶と記録されていた。雍正九年（1731）に、内務府三旗について「每旗各増設護軍二百名編為鳥槍護軍……其見有鳥槍驍騎六百名、亦令照依鳥槍護軍學習連環等技。計新舊護軍共千二百名、應按佐

²⁶ 『皇朝通典』卷五十三。

²⁷ 『欽定大清會典則例』卷九十二。

²⁸ 『欽定大清會典則例』卷九十二。

²⁹ 『欽定八旗通志』卷五。

³⁰ 『皇朝文獻通考』卷百八十一。

³¹ 『欽定大清會典則例』卷百六十四。

³² 『皇朝文獻通考』卷百八十一。

³³ 『欽定大清會典則例』卷百六十四。

³⁴ 『欽定大清會典則例』卷百六十四。

³⁵ 『欽定大清會典則例』卷百二、卷百六十四。『皇朝文獻通考』卷八十六では、「臣等謹按」による「初設佐領、每旗滿洲三人、旗鼓四人。康熙三十四年、各増二人。正黄旗又増朝鮮佐領二人」と記録されたが、その「増朝鮮佐領二人」は一人を増やしたあやまちだと思われる。

³⁶ 『欽定大清會典』卷九十一。

領内管領分隸額數、滿洲十五佐領、朝鮮二佐領下各定為二十五名旗鼓……」³⁷と議定され、翌年にまた「正黃旗朝鮮二佐領著為世管佐領。嗣後遇員闕、該參領開送適派子孫並家譜、由內務府引見補授」³⁸と命じられた。乾隆九年（1744）に、「朝鮮佐領員闕、照世襲佐領之例奏補。朝鮮佐領下驍騎校員闕、於朝鮮佐領下無品級頭目及領催內遴選補授、論年開列」³⁹と議定された。

5. 災害の救済

康熙三十六年（1697）、朝鮮国王李焯が国内の被災のため、清皇帝に上奏し、中江地方でお米の貿易を申し出た。礼部が朝鮮の要求に応じない方針を出すつもりだったが、康熙帝から「朝鮮國王世守東藩、盡職奉貢、克効敬慎。今聞連歲荒歉、百姓艱食、朕心深為惻惻。彼既請糴、以救凶荒、現今盛京積貯甚多、著照該國王所請、於中江地方令其貿易」と許可した。それで、朝鮮の米売買を監督するために、戸部侍郎貝和諾を奉天へ派遣した。康熙三十七年（1698）正月に、吏部右侍郎陶岱に命じて、朝鮮へ運ぶ三万石の米のなか、一万石を朝鮮国に賜り、ほかの二万石を安値で朝鮮に売った。のちに、朝鮮国王李焯から「皇上創開海道運米、拯救東國、以蘇海濱之民、饑者以飽、流者以還、目前二麥熟稔、可以接濟、八路生靈、全活無算」と上奏した。康熙帝は『海運賑濟朝鮮記』をわざと作り、「遂於次年二月、命部臣往天津截留河南漕米、用商船出大沽海口、至山東登州、更用雞頭船撥運引路、又頒發帑金、廣給運直、緩徵鹽課、以鼓勵商人、將盛京所存海運米、平價貿易、共水陸運米三萬石、內加賚者一萬石、朝鮮舉國臣庶、方藜藿不充、獲此太倉玉粒、如坻如京、人賜之食、莫不忭舞忻悅、凋瘵盡起。該王具表陳謝、感激殊恩、備言民命續於既絕、邦祚延於垂亡、蓋轉運之速、賑貸之周、亦古所未有也……朕念朝鮮自皇祖撫定以來、奠其社稷、綏其疆宇、俾世守東藩、奉職修貢、恩至渥矣。茲者告饑、不憚轉輸數千裏之勞、不惜糜費數萬石之粟、環國土而戶給之、非獨一時救災拯患、實所以普澤藩封、而光昭先德也」⁴⁰と記されている。詳細な数字について記録の差があるため、さらに考証が必要だが、朝鮮被災の救済を行ったことは事実である。⁴¹このような救済は清と他国との間に存在しないものである。

6. 常態になる互市

冊封関係を象徴する朝貢に伴う特定の貿易を除いて、中国と朝鮮のあいだは清の初期から常態になった互市が存在していた。「凡鳳凰城等處官兵人等往義州市易者、毎年定限二次、春季二月、秋季八月寧。古塔人往會寧地方市易者、每年一次。庫爾喀人往慶源地方市易者、每二年一次、由部差朝鮮通事官二人、寧古塔官驍騎校筆帖式各一人前往監視。凡貉、獾、騷鼠、灰鼠、鹿、狗等皮、許其市易外、貂、水獺、猓、獾、獾、江獺等皮不許市易。定限二十日即回」⁴²という記録が残された。これは全部清国人が朝鮮へ貿易を行ったものである。順治帝のときになると、朝鮮人が申請をすれば北京で貿易する

³⁷ 『欽定大清會典則例』卷百六十四。

³⁸ 『欽定大清會典則例』卷百六十四。

³⁹ 『欽定大清會典則例』卷百六十四。

⁴⁰ 『皇朝文獻通考』卷三十三。

⁴¹ 今回の救済について、引用した『皇朝文獻通考』では陸水兩途あわせて三万石の米を運送すると記載されているが、『聖祖仁皇帝御製文集』で記載されている「海運賑濟朝鮮記」では「遂於明年二月、命部臣往天津截留河南漕米、用商船出大沽海口至山東登州、更用雞頭船撥運引路、又頒發帑金、廣給運直、緩徵鹽課、以鼓勵商人、將盛京所存海運米平價貿易、共水陸運米四萬石加賚者一萬石……」（『聖祖仁皇帝御製文集』第二集卷三十三）と記録されている。『欽定大清會典則例』でも「朝鮮往監糴、又特發米萬石賞給」（『欽定大清會典則例』卷九十四）と記録され、合わせて五万石を運送したと意味する。また、王士禎『居易錄』では「朝鮮國王李焯上疏告饑乞糴。奉特旨賜米二萬石賑之、又以綏哈城小姐廟二處所貯米二萬石運至中江貿易、以鹽商領帑金五千兩買米二萬石、由登州府廟島地方以雞頭船運往朝鮮貿易、以吏部右侍郎陶岱往監運」（『居易錄』卷二十九）と記録され、六万石を意味する。

⁴² 『欽定大清會典則例』卷九十四。

ことが許された。順治九年（1652）に、「朝鮮國人來京貿易者奏聞方准貿易」⁴³と定められた。康熙帝になると、内地の商人が朝鮮へ貿易することが許されてきた。康熙二十八年（1689）に、「内地商民船至朝鮮者，停其解京，除原禁貨物外，聽其發賣。回籍，仍將姓名籍貫人數貨物於貢使進京時匯開報部。如其船遭風破壞，難以回籍，令該國王將人口解送至京」⁴⁴と定められた。それ以外、中江地方の中朝貿易はさらに常態化になっていた。⁴⁵中江貿易は雍正十二年（1734）に許可され、商税を毎年銀三千二百九十四両と定められた。⁴⁶この商税は中国内地の商人だけに徴収し、朝鮮商人が免税されていた。「凡朝鮮國貢使往還與内地客商互相貿易，不拘何項貨物，内地商人計價一兩收稅銀三分，朝鮮人免税」⁴⁷とある。康熙帝から雍正帝にかわった際、朝鮮人が中国商人胡嘉佩に返済の支払いを滞らせた事件が発生した。胡嘉佩らが国庫金を欠損して結果、朝鮮人に掛け売りした六万あまり両銀を帳消しにするように申し出た。雍正帝が胡嘉佩らの申請が本当かどうか疑ったため、「令行文詢問、並令内地貿易之人與朝鮮賒欠之人在中江地方質對明白、使中外之人不得互相推諉、以息擾累」と命じた。のちに、盛京礼部から朝鮮国王李吟あての咨文を得て、朝鮮人に掛け売りした事実を確認したので、ふたたび対質することを諦め、「其朝鮮國人應還之銀、著從寬免追」⁴⁸と定められた。この案件では、胡嘉佩らをはじめとする中国側の貿易商が国庫金をもらったので、ある意味で特許商人でもあったが、ほかに八旗商人と普通の商人もいた。乾隆元年に、「向來八旗臺站官兵、於每年二、八月、攜帶貨物前往中江與朝鮮貿易。朕思旗人皆有看守巡察之責、無暇貿易、且亦不諳貿易之事、遠人到邊、恐致稽遲守候、多有未便。嗣後著内地商民與朝鮮國人貿易、即令中江管稅官實力稽察、務須均平交易、毋得需索擾擾」と勅命された。翌年に、朝鮮国王が「奏請中江貿易令内地商民多有未便、懇照舊例。奉旨著照所請、仍循舊例、與兵丁按期交易」⁴⁹と上奏した。ゆえに、清のとき、中国と朝鮮のあいだでは朝貢と貿易が並行していた。

上述した六つのほかに、中朝間では多種の交流方式が存在していた。たとえば、双方が相手国の商人が乗っている漂流船にあつたら、援助を提供し、帰途を護送するようにしていた。⁵⁰海で越境した漁船に対して、相手国の捜査が許されていた。⁵¹また、朝鮮国王李焯が眼病をかかったため、中国に薬品を購入しようとしたら、清が役人を派遣して薬を朝鮮に贈ったこともある。⁵²朝鮮の負担を軽減するため、清が使節の上京礼儀を統合することも屢々あつた。⁵³朝鮮へ詩歌を蒐集するために、清が人を派遣したこともある。⁵⁴両国間の交流の広範と頻繁と一致するように、清政府内部において設置された朝鮮とかかわる機関がほかの朝貢国より遙かに多かつた。例えば、礼部では会同四訳館が設置され、「朝鮮通事官初置六人、後增至十六人……朝鮮訳学置訳生二十人、於下五旗朝鮮子弟内選充」⁵⁵と定められた。盛京に属する鳳凰城では迎送朝鮮官吏三名の職位が設けられた。⁵⁶また、清のほかに、朝鮮、安南、琉球でも科挙制度が実施されたが、同時期の日本では科挙制度がなかった。

⁴³ 『欽定大清会典則例』卷九十四。

⁴⁴ 『欽定大清会典則例』卷九十四。

⁴⁵ 『欽定大清会典』卷六十五。

⁴⁶ 『欽定大清会典則例』卷四十八。

⁴⁷ 『欽定大清会典則例』卷四十七。

⁴⁸ 『世宗憲皇帝上諭内閣』卷六十一；『欽定大清会典則例』卷九十四。

⁴⁹ 『欽定大清会典則例』卷九十四；『皇朝文献通考』卷三十三。

⁵⁰ 『聖祖仁皇帝御制文集』第三集卷七；『聖祖仁皇帝聖訓』卷六十；『皇朝文献通考』卷三十三；『欽定大清会典則例』卷九十四。

⁵¹ 『聖祖仁皇帝御制文集』第四集卷一。

⁵² 『聖祖仁皇帝聖訓』卷六十。

⁵³ 『聖祖仁皇帝聖訓』卷六十；『世宗憲皇帝聖訓』卷三十五；『世宗憲皇帝上諭内閣』卷八十七；『世宗憲皇帝上諭内閣』卷百十四。

⁵⁴ 『欽定国子監志』卷六十二；王士禛『池北偶談』卷十八。

⁵⁵ 『欽定歷代職官表』卷十一。

⁵⁶ 『皇朝文献通考』卷八十四。

二、中朝関係から清の「東アジア」秩序を見る

前節の考察からわかるように、清の時代において、中朝関係はほかの国家間関係より緊密であった。このような緊密は、両国統治者の間に親しい感情に基づくものではなく、中朝関係の性質が他国との関係と大きく違うからである。

清の朝貢国が会典に出ると、「凡四夷朝貢之國、東曰朝鮮、東南曰琉球、蘇祿、南曰安南、暹羅、西南曰西洋、緬甸、南掌、皆遣陪臣為使、奉表納貢來朝。凡勅封國王朝貢諸國遇有嗣位者、先遣使請命於朝廷。朝鮮、安南、琉球欽命正副使、奉勅往封。其他諸國、以勅授來使齎回、乃遣使納貢謝」⁵⁷とされていた。朝鮮へ国王、王妃、世子を封ずる使節は「皆三品以上官充正副使、服色、儀從各從其品」⁵⁸と決められていた。安南、琉球の場合では「以翰林院、科道、禮部五品以下官充正副使、特賜一品麒麟服、以重其行、儀從皆視一品。使歸、還其服於所司」⁵⁹であった。朝貢の期間については、「朝鮮歲至、琉球間歲一至、安南六歲再至、暹羅三歲、蘇祿五歲、南掌十歲一至、西洋、緬甸道遠、貢無定期」⁶⁰であった。乾隆四十三年（1778）に、呈上された『皇清職貢図』では、国内外において「夷」とされる人々の服飾と容貌が描かれた。その巻一は「外藩」に属し、次第に朝鮮、琉球、安南、シャム、スールー、ランサーン、ミャンマー、大西洋諸国、小西洋、イギリス、フランス、【口瑞】、日本、バンジャルマンシン、ブルネイ、ジョホール、オランダ、ロシア、宋朥勝、カンボジア、リュソン、ジャカルタ、ムラカ、蘇喇、亜利晚という順番であった。この順番をよくみると、以下の二点に分かるだろう。一つは、朝鮮が「外藩」の首位として、清と特別に親密な関係を表している。もう一つは、清は「朝貢」事務を考える際、「東アジア」という概念を用いていなかった。今で使われている「東アジア」の主要国家である日本は同じく「東アジア」の朝鮮、琉球のあとに並べられただけではなく、南アジアのシャム、スールー、ランサーン、ミャンマーのあとでもあったし、さらにヨーロッパの大西洋、小西洋、イギリス、フランスのあとに並べられた。『皇清職貢図』では、各国男女の図のうしろに文字が加えられ、朝貢に関する事情が記入されていた。その中で、ヨーロッパ各国の進貢はこじつけて記述されたが、日本の場合はあえて「宋以前皆通中國、明洪武初、常表貢方物、而夷性狡黠、時剽掠沿海州縣、叛服無常、俗崇釋信巫」⁶¹と述べられ、清以後中日両国間何らかの朝貢あるいは政府関係について一言も触れなかった。清の対外関係の図録からみると、朝鮮は殊に緊密な対象であって、次に琉球、安南、シャム、スールー、ランサーン、ミャンマーなどの冊封国であって、さらに清と朝貢関係があると見なされた大西洋諸国であって、最後に清以前の中国と朝貢関係があった日本がラストグループであった。ゆえに、「東アジア」という地理上の範囲を用いて、17、18世紀の国際秩序を検討して差し支えないが、この種の国際関係と「朝貢体制」の概念が必ずしも重ねられるわけではない。もし中国、朝鮮と日本を「東アジア」の主要メンバーとして考えるなら、乾隆時期の中国政府は全く「東アジア」意識を持たずに、一体化と特殊化した「東アジア」秩序が存在すると思わなかっただろう。

明の時代にはそもそも「亜細亜」という概念もなかった。この言葉は明末にヨーロッパの宣教師が五大州の知識を紹介するとき、はじめて中国で用られた。アレーニの『職方外紀』では「亜細亜総説」

⁵⁷ 『欽定大清会典』巻五十六。

⁵⁸ 『欽定大清会典』巻五十六。

⁵⁹ 『欽定大清会典』巻五十六。

⁶⁰ 『欽定大清会典』巻五十六。

⁶¹ 乾隆勅撰『皇清職貢図』巻一。

の一節があって、「亞細亞者、天下一大州也、人類肇生之地、聖賢首出之郷」⁶²と説明された。マテオ・リッチが中国に来たとき、『坤輿万国全図』を中国で刊行し、五大州の説が用いられた。清で官職を担当したF・フェルビーストが『坤宇全図』を作成し、「亞細亞、天下一大州、人類肇生、聖賢首出。其界……」⁶³と説明し、当時はずでに「亜細亜」の概念が存在したことが分かるだろう。「東アジア」とは亜細亜の東部を指すにほかならないが、五大州の概念があるなら、理解しやすいはずだが、明では用いられたことがない。清になると、「亜細亜」という概念がもちろん知られていたが、それに関する地理上の知識が曖昧であったため、長い間「亜細亜」を自身の考え方に溶けないままに、一つの国際関係における地理的要素として認識されなかった。例えば、乾隆期に編纂された『明史』では五大州の説が言及され、「其説荒渺莫考。然其國人充斥中土、則其地固有之、不可誣也」⁶⁴と認識されていた。『四庫全書』総目録では、「其説分天下為五大州、一曰亞細亞州、其地西起那多理亞……所述多奇異、不可究詰、似不免多所誇飾。然天地之大、何所不有、録而存之、亦足以廣異聞也」⁶⁵と記録された。これはとりあえず記録しておいて、疑問を残すままに備考しておく態度を示した。「亜細亜」すら認識されなかった時期、無論「東アジア」も思惟と言語の体系に存在しなかった時期の国際関係を議論するために、「東アジア」という地理要素を用いるのは現代の問題感心を歴史に投影したものである。これはあくまで現代の解釈として存在するが、これ以上発展すると、歴史の根源にありのままの様子を忘れてしまう恐れがある。

清における中朝関係の細かい点を分析していくと、いわゆる「東アジア」秩序を理解するには助けになる。

冊封、印綬はもちろん朝貢関係の正式な特徴である。清では朝鮮以外、安南や琉球にたいして冊封も印綬も行ったが、基準が大幅に削減された。とくに、清が「職貢」のリストにヨーロッパ諸国を朝貢国家として入れたが、決して冊封と印綬を行っていなかった。つまり、「職貢」あるいは「朝貢」関係が、一種の広汎な国際交流概念として使われたので、清の周辺秩序に対する理念と重ねていない。これに対して、「冊封」は清の国家間関係秩序の意味を明確に持っている。朝貢するが冊封されないのは、清にとって、ただ清の崇高な地位を認めたいという関係になり、持続的な常態になる結びつきにはなっていなかった。なので、清がこれらの国に対して、何らかの義務も持っていないし、何かの特権も期待していなかった。もし単純な朝貢国が朝貢を停止しても、清は何の措置も採らない方針であった。朝貢かつ冊封された国だったら、清の属国となって、清は責任を背負わなければならない。前文で述べた朝鮮被災の救済は、このような責任であり、天文の異変の救済も責任の一つであった。しかも、朝貢が政治礼儀性の行為として、回数・規模に対して細かく規定されたが、それについての貿易行為も朝貢の回数・規模に制約された。だが、清と朝鮮の貿易は常態になったやり方がある、すべて朝貢礼儀によるものではなかった。

要するに、清の対外関係のなかで、冊封、印綬、頒曆の冊封国が最も近くて、朝貢国がそれに次いで、非朝貢国がさらに次に属す。冊封国のなかに、朝鮮が一番緊密な関係をもって、清に常駐使節を派遣し、非外交性質の典礼を含め、清の重要礼儀活動に参加していた。ただ、前文で触れた朝鮮人の八旗組織の参与は、いくつか注意すべき点がある。まず、これらの朝鮮人が清初期の降伏人口として八旗に編入され、朝鮮王朝の人ではなくなったので、清と朝鮮の国家関係を直接に説明できない。第

⁶² アレーニ『職方外紀』巻一、『亞細亞総説』。

⁶³ F・フェルビースト『坤宇全図』巻下。

⁶⁴ 張廷玉など『明史』巻三百二十六、列伝第二百十四、外国七。

⁶⁵ 『欽定四庫全書総目録』巻七十一。

二に、これらの人々が朝鮮人のアイデンティティを保ちながら、満洲族、モンゴル族、漢族に同化されなかったので、ある程度で現代の移民問題と類義して清と朝鮮の関係に関わっている。第三に、これらの朝鮮人の清における社会地位が高く、満洲族とモンゴル族に近いぐらい漢族より高かったので、皇帝に信頼されていたことが分かる。また、康熙十七年（1678）に、左都御史果斯海が「満洲、蒙古、朝鮮人母許賣與漢軍、漢人、八旗各佐領下出戸人母許出本佐領外、應著為禁令、詔從所請」⁶⁶と要請したことから、朝鮮人の地位が満洲族・モンゴル族と同等で、漢軍、漢族より高かった。

清初期から19世紀中葉まで、中日間では正式な国交関係が、冊封関係でも朝貢関係でも、あるいは現代国家間の平等な交流関係も含めて、存在しなかった。「朝貢体制」が基本的に政府間交流を核とした概念であり、日本が清の「朝貢体制」に含まれていなかった。この意味で、「朝貢体制」は、フェアバンク氏が提出した「朝貢体制」とその後の修正解釈をすべて含めて、17世紀から19世紀まで「東アジア」の秩序を十分説明できる効力を持っていない。

もちろん、これは清の初期に日本との「関係」が存在しなかったというわけではない。両国は地理上に近かったこと、歴史上の政府間かつ民間交流があったうえで、戦争の経験と朝鮮に近隣するゆえに、自然に相互関係が存在する。明と清の更迭にあたって、日本の徳川幕府が日本国内に注目を傾け、アジア大陸に対する進出を中断した。また、カトリックの浸透を防ぐため、「鎖国」政策をとったので、清における中日間の正式外交も武装衝突もなかった基本背景があった。この時期の中日国際関係をもっとも代表できるのは貿易である。清では、白銀・銅貨の二種類の貨幣体制が同時に存在したが、国内には銅が豊富ではなかった。清政府が資金援助を与えるほど、日本へ銅の輸入を中国商人に奨励したが、日本商人による貿易が禁止されていた。康熙三十二年、「以日本洋銅饒裕、令安徽、江蘇、浙江、江西等省各商攜帶綢緞、絲斤、糖、藥往彼處市銅、分解各省、每歲額市四百四十三萬餘斤」⁶⁷という記録が残された。また、史料では、「日本當明時素擾內地、今洋銅交市、海波不揚」⁶⁸と記録された。日本も銅貿易に積極的であり、中国商人に許可を与えた。その許可が清の文献で「倭照」と呼ばれた。両国が平和に付き合い、日本の船が中国海岸に漂流してきたら、清政府が援助を提供し、帰途を護送するようにしていた。康熙三十二年九月に、「兵部議覆廣東廣西總督石琳奏稱、風飄日本國船隻至陽江縣地方、計十二人、請發回伊國。應如所請。上曰：「外國之人船隻被風飄至廣東、情殊可憫、著該督撫量給衣食、護送浙省、令其歸國。」」⁶⁹と記録された。これは日本に比較的に近い浙江省まで護送し、無事に帰国させた。順治二年（1645）十一月に、清皇帝が朝鮮国王李倧あてに「前有日本國民人一十三名泛舟海中、飄泊至此、已敕所司周給衣糧。念其父母、妻子遠隔天涯、深用憫惻、茲命隨使臣前往朝鮮、至日本可備船隻轉送還鄉、仍移文宣示俾彼國君民、共知朕意」⁷⁰と伝えた。これは日本から漂流してきた人々を中朝間の使節とともに朝鮮へ向かい、また朝鮮から日本へ帰らせたものである。また、これも同時に清朝時代に中日間もっとも政府間の付き合いとして色濃い事例で、友好であったが、直接中日間の交渉ではなく、朝鮮が仲介として務めた。ゆえに、当時の「東アジア」の中日韓のあいだではフラットな構造ではなく、情報が次から次へ転送されていた。

このような状況で、清が朝鮮と日本の接触について完全に了解し認めた。乾隆十三年（1748）に、朝鮮国王が日本の新しく任命された関白に使節を日本へ派遣することについて、清へ伺った、乾隆

⁶⁶ 『欽定八旗通志』卷百六十五。

⁶⁷ 『皇朝通志』卷九十三。

⁶⁸ 『皇朝文獻通考』卷二百九十三。

⁶⁹ 『聖祖仁皇帝聖訓』卷五十九。

⁷⁰ 『皇朝文獻通考』卷二百九十五。

帝が「該國照例通使」⁷¹と答えた。それでも、清は日本にたいして警戒心も持っていた。雍正六年(1728)八月に、浙江省総督管巡撫李衛は日本が内地の人を拉致した疑いについて上奏した。勾留された内地人が日本で弓矢や造船、律例を教えた痕跡があり、国内にいる家族の行方も疑うべきものと見なされ、「不無窺伺，乘有空隙，欲為沿海搶掠之謀」と認識された。同時に、清が明との違いを強調し、沿岸部に海軍を布陣し、戦艦の駆使を熟させ、防衛に力を尽くすが、日本からの商人と貨物船を厳しく検査していた。⁷²このために、清が東南沿海部の海上で検査を警戒していた。

雍正六年九月、李衛による上奏では当時清政府による対日認識と両国関係が一見できる。そのなかで、「但訪聞得伊等皆貪夷人倭照，爭相貿易，惟恐失其歡心，捐照不發，故凡有指名求索之處，無不依從。若到彼國，亦與別商同在土庫，惟請去之教習人等，則另居他處，其設謀畫計，皆知細底，而商等不過得其大概，多不敢言也。又聞寧波醫生朱來章，向曾在彼醫痊倭王，厚贈而歸，現領倭照貿易。臣今託病，令人赴蘇密尋。近複訪得，倭夷著閩商魏德卿欲請福清縣黃栢寺方丈僧人前往，約在九月終到普陀下船，以為料無人知，亦差員改裝，預往普陀等候。果否到來，查實喚訊。俟此數處之人到後，如探得彼中底裏，即當飛馳奏覆……以所聞倭夷於中國土產，多所未有，其仰藉於內地貨物者甚殷，若驟加禁絕，則用度不便，恐致多事。是以康熙五十四年，夷人創立長崎譯司，倭照給與內地商人領運。彼時督撫與海關意見不同，聖祖天地度量，特賜包容，聽從其便。今莫如仰遵皇上諭旨‘撫外之道，固本防患’二語，仍循舊例，照常貿易，惟有嚴加稽察奸弊，實力整飭海防水陸，以備不虞，則天朝之威德，自足震懾邪心而不敢肆其狡志矣。至於噶喇叭呂宋等處，皆西南洋貨物馬頭……雖紅毛亦稱狡悍，然與噶喇叭等處皆與中土尚遠，非如東洋日本之近而宜防，故從前聖祖定例，西南洋許其內販，而東洋禁其自來，亦因形勢不同之故也。若朝鮮久沐本朝天恩，職貢惟謹。然東洋獨日本為強，鄰國無不懼之。朝鮮因其相近，自然與之往來交好，親密不問可知……」⁷³と報告された。李衛の上奏がすべて事実であると断言できないが、清の前期に日本に対する態度と方針、そして朝鮮・日本・「赤毛」の違いによる考慮が見られる。つまり、①日本との民間貿易が認められた；②南洋からの欧米商人による貿易が認められたが、日本計有だと認められない；③朝鮮と日本の緊密関係が黙認されたが、日本に対する高度な警戒もあった。この見方から、当時「東アジア」秩序の構造は、単なる「朝貢体制」あるいは「朝貢貿易体制」で十分に説明できないものである。

朝鮮は日本とのあいだに使節往来と貿易関係が存在していたが、同時に日本に対して警戒し、ときには清に日本の意図を大げさに報告したこともある。順治七年正月に、朝鮮国王李湔が清に対して「據議政府報雲：倭子情形可畏。去年秋間，鞭撻使臣，出言不遜。驛館倭使，常以密書示通事，言辭甚謬。我國每年所與糧米，前皆運至屯中，今堆積驛館，似有所待。又雲：伊國叛賊，雜入漢商船內，出沒沿海地方，遣使我國，言洋船若漂至，即行執送。今有漢人船漂至，不送於咫尺倭館，直為解送上國。其蓄憾於我，比前必甚。前後事端，已成間隙。綢繆之計，不可不早等語。臣竊念小邦自壬丁年之變，各處城郭皆壞，兵器不整者蓋十有餘年。今觀狡倭情形，萬分可慮。倘遇警急，無計奈何，惟恃天朝援兵。念東萊府距王京無十日之程，王京距帝都甚遠。當小邦奏請天朝發兵之時，有何城郭器械可恃，以待援兵？今欲修築訓練，以為守禦之備，因前有上諭禁止，不敢專擅。伏祈皇上體先皇帝存亡繼絕之仁，法古聖人先事預防之計，鑒察本內事情，指示勝算，使小邦得免殘破之患。幸甚」⁷⁴と報告した。清皇帝は

⁷¹ 『欽定大清會典則例』卷九十四。

⁷² 『世宗憲皇帝朱批諭旨』卷百七十四之八。

⁷³ 『世宗憲皇帝朱批諭旨』卷百七十四之八。

⁷⁴ 『清世祖實錄』卷四十七、順治七年正月乙丑。

李滉がだまされたと考え、大げさな報告が事実と反したため、切に責めた。⁷⁵結局、確かにそんなことはなかった。

三、結び

「亜細亜」という概念は「五大州」の説とともにヨーロッパの宣教師によって明の末期に中国に伝わってきた。地球球体説と五大州の説が伝わってからの二世紀に、中国人はこのような概念と知識を系統的に厳密に研究せず、ただ疑問を残すままに備考しておく態度だった。実は、明の末期と清の前期に、中国の知識層、思想界ではヨーロッパの知識に対して、火器の製造を含む一部の実用価値がある知識以外、基本的にこのような態度を取っていた。そこから、中国文化は実用性を重視するが純粋な理論知識に目が向かない問題が少し読み取れるだろう。グローバル化の到来前、実用性と直接経験に頼りがちな中国人は「五大州」の知識の虚実を重視するわけがなかった。しかも、「東アジア」はグローバル意識が芽生えてから初めて明確な意味を持つ概念になる。ゆえに、17世紀から19世紀中葉までの清の統治者にとって、「東アジア」の概念が存在しないのはとても自然であった。このような状況のもとで、清が「東アジア秩序」を構築するわけがない。

清の前期の周辺関係について、政治学の角度からみれば「冊封関係」になり、経済学の角度からみれば貿易関係になる。前者は公的な、制度化のものに対して、後者は公私混合で混沌である。学界ではよく「朝貢体制」⁷⁶を用いて帝国時代後期の中国と対外関係をまとめるが、「朝貢」の意味が拡大され、「朝貢」をめぐる地縁政治の範囲が誤解されていると思う。清の国際関係では最も緊密なのは朝鮮であり、つぎには琉球、ベトナムなどの「冊封」国家で、さらには普通の「朝貢」国になる。冊封・朝貢関係が存在しない貿易国は自然に遠い関係になる。日本は最後の遠い関係に属す。ゆえに、清政府の立場から、「東アジア」は一つの国際関係秩序システムではなかった。現在用い慣れた「東アジア」の範囲を清前期まで遡って使ったら、当時は平和の時期として、民間がメインに働いた貿易活動があった。中日間は国交がなかったが、朝鮮は中国と日本の両方も直接的な政府間関係が存在していた。清前期に中日の無政府関係を「沈黙外交」と扱う学者もいる。筆者がみれば、これは「外交」の概念を曖昧にした方法である。外交とは国家間が使節を交換する方法によって交流する行為である。外交がなかったら、両国関係が成立しないというわけではない。17世紀から19世紀中葉までの中日関係は平和的であり、この平和が実現できた理由を検討するべきであり、当時の政府間「外交」関係を再定義する必要がない。

葛兆光先生が「亜細亜」を一つの歴史「共同体」として扱う説に疑問を出していた。「歴史からみれば、アジアがアジアとして、お互い認め合うアイデンティティ、共同な歴史根源、共通な「他者」に対する文化・知識・歴史、あるいは政治共同体ができたことがあるのか。アジアの西部と中部にいるイスラム国家をひとまずおいても、そして、文化と歴史が東アジアとずいぶん違う南アジア諸国もひとまずおいても、とにかく「東アジア」においても、中国と朝鮮と日本のあいだで、「共同空間」がいつ存在したのか。」⁷⁷このような意見は大切に扱うべきだと思う。

⁷⁵ 『清世祖実録』巻四十七、順治七年正月壬午；『皇朝文獻通考』卷二百九十五。

⁷⁶ [米] フェアバンク著・杜統東訳『中国的使節秩序——伝統中国的対外関係』中国社会科学出版社、2010年、1頁。

⁷⁷ 葛兆光『宅茲中国』中華書局、2011年、170-171頁。